

欧米における児童保護部局と警察とのクロス・リポーティングと ジョイントコンタクトについて

1 拙著「子ども虐待死ゼロを目指す法改正の実現に向けて」(p63)で、次のように論文を引用させていただいています。

アメリカのカリフォルニア州ロサンゼルス郡のトレランス市では、警察は、日本の児童相談所に当たる DCFS (Department of Children and Family Services) とともに一般住民からの通報の窓口であり、警察と DCFS との連絡は密でこの関係はジョイントコンタクトと呼ばれています。情報の共有は密であり、虐待が疑われる場合の報告書は互いに渡しあい、同じものが双方の機関に保管されます。このことをクロスレポーティングと呼んでいます。調査されたレポートは州の情報システムであるチャイルド・アブ्यूーズ・インデックスに登録され、市や郡を超えて共有されます(研究代表者四方燿子「アメリカにおける児童虐待の対応視察報告書」)

イギリスでは、警察も虐待の通告先とされており、犯罪の可能性があるケースについては、まずは警察に通告されることが多く、ただ、ネグレクトが疑われる場合には最初の通告は地方当局になされる可能性が高くなります。いずれにしても、警察に通告された場合には地方当局にも連絡を行い、地方当局に通告があった場合には警察にも連絡を行うというように、虐待の情報は常に機関相互で共有されます。例えば、ロンドンのハリングエイ地区では、地方当局に、ソーシャルワーカーと警察官と保健師が常駐する部屋を設け、通告等に関する情報を日々共有しています。そこには、社会福祉、警察、保険に関する 3 つのデータベースが設置されているので、必要な情報がすぐに取り出せ、各担当社がそれらのデータの説明を即座に行えるという利点があります。この仕組みを整えたことで、通告を受けた子どもに対するリスクアセスメント、警察と地方当局との共同調査日の決定、保護の決定などが迅速かつ適切に行えるようになったということです(柑本美和「イギリスの児童虐待に対する刑事的対応—特に警察の対応について」より)。

2 また、平成 17 年 11 月 19 日、20 日に横浜で開催された「第 8 回子ども虐待防止シンポジウム 多職種専門家チーム(MDT)を推進する国際シンポジウム」における「児童虐待における多職種専門家チーム(MDT)の実践方法」では、アメリカの担当官による「クロス・リポーティングとジョイントコンタクト」について説明がなされましたが、その配布資料

と質疑応答議事録を、同シンポジウムの主催者である「認定 **NPO** 法人チャイルドファーストジャパン(旧「子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク」)」理事長の山田不二子医師のご厚意により、紹介いたします。

子ども虐待機関間協定書

目 的

マルトノマー郡多職種専門家子ども虐待チーム(CAT: Child Abuse Team)は子ども虐待の事例に関する調査と訴追に関する協定書を開発した。

地域に存在する多種多様な組織や機関が子どもの保護について、法的な責任を共有している。この協定書の目的は、それぞれの組織・機関の義務と責任を明確にし、多機関間の対等な協力関係を改善することである。目標は、被害児に対して援助をする際に生じるネガティブな影響を減少させ、被害児に対して行う面接の回数を最小限にし、さらなる虐待被害児が発生することを予防し、加害者の刑事事件であっても、未成年保護裁判の事案であっても、起訴する意義を高め、うまく連携して効果を上げるための情報を関わりうる組織・機関に提供することである。子どもの最善の利益こそが、このチーム(CAT)にとって最優先の関心事である。

マルトノマー郡多職種専門家子ども虐待チームの組織構成と機能

- A. マルトノマー郡多職種専門家子ども虐待チームは、次の機関・組織によって構成される。すなわち、地方検事局、福祉局(DHS)、レガシー・エマニュエル子ども病院とカイザー・パーマネンテ病院とオレゴン健康科学大学附属病院(OHSU)との協同事業である子ども虐待対応評価サービス(CARES)、成人および少年地域司法省、郡保健局、地域家庭福祉局、教育委員会地域学校保健局、オレゴン州警察(OSP)、ポートランド警察署(PPB)、グレシャム警察省(GPD)、マルトノマー郡保安官事務所(MCSO)、ポートランド公立学校警察(PPSP)、トラウトデール警察、フェアビュー警察、オレゴン州労働局子ども支援部門(CCD)。その他の個人については、招聘があった場合にのみ参加が許される。
- B. マルトノマー郡多職種専門家子ども虐待チームの責務に含まれるもの：
1. 日々児童保護に関わっていると突き当たる課題、懸案、問題などについて議論をし、解決策を見いだすための公開討論会を開催すること。
 2. 機関間で発生する課題についてのブレインストーミング（創造的集団思考法）による公開討論会や特定の課題に関して優先順位付けをする公開討論会、さらに、これらの課題を解決するための行動計画を開発する公開討論会を開催すること。
 3. 機関間子ども虐待協定書が遵守されているかどうかを監視すること。これには、必要に応じてこの協定書を見直し、改訂することが含まれる。
 4. 必要な法整備は何なのかを特定すること。
 5. 整備すべき社会資源を特定し、それが整備されるように要求し続けること。
 6. 調査中の事例を分類し、評価し、再検討すること。
 7. ワーキング・チームの進捗状況を検証すること。
 8. 多職種専門家子ども虐待チームのメンバーが一貫性と資質の向上を確保できるような教育や研修の開発を援助すること。
 9. その他、子ども虐待事例に関係する関連事項を列挙すること。

- C. 地方検事は、法で定められた代表者として、スタッフの中のひとりを多職種専門家子ども虐待チームの班長に任命する。
- D. 多職種専門家子ども虐待チームの班長は、チームの活動に対して検証と助言を行う委員会を設置する責任と権限を持つ。
- E. 多職種専門家子ども虐待チームは、次の機関に所属する刑事によって構成される専門警察捜査班を有する。すなわち、ポートランド警察署、グレシャム警察省、マルトノマー郡保安官事務所から出向してきた刑事である。この子ども虐待チーム(CAT)の刑事は、子ども虐待ホットライン、福祉局家庭外保育調査官、および、子ども虐待チーム代理地方検事と同じ建物の中で任務に就く。これらの刑事は、マルトノマー郡で発生した子ども虐待罪の捜査をする責務を有する。

マルトノマー郡子ども虐待協定書

I. 定義

A. 「子ども」とは

1. 「子ども」とは、18 歳未満の未婚者を指す。結婚をして、親の親権から解放された少年少女は「子ども」とはみなされない。

B. 「子ども虐待」とは

1. 不慮の事故以外の原因によって子どもに生じたあらゆる身体的外傷、および、外傷の発生機序についてなされた説明と矛盾するように見える身体的外傷の全て。さらに、薬物やアルコールを投与されて症状を呈している乳幼児もこれに含まれる。
2. 子どもの精神的な外傷。すなわち、子どもに対する残虐な言動によって生じた精神的もしくは心理的な障害のうち、明らかに症状を呈していて、障害を実証できるもの。
3. 性的な虐待。たとえば、性的暴行、異常性行為、性的虐待、近親姦、侵入性の性的行為。
4. 子どもを使った性的搾取。ポルノグラフィーの中で子どもにいろいろな性的なことをやらせたり、ポーズを取らせたりするなどの性的違法行為や子どもに売春行為をさせるなどといった ORS の 163 章で定義されている行為に限られない。コンピューターやメールを使って子どもをポルノグラフィーに巻き込むことも子どもへの性的搾取とみなされる。
5. 子どもへのネグレクト的な（怠慢な）扱いもしくは不適切な扱い。これは、適切な食事を与えない、衣服を与えない、住む場所を与えない、医療を施さないなどといったことだけに限られるものではない。
6. 子どもに害が及ぼされる恐れ。これは、子どもの健康や福祉にとって明らかに害があつて危ないと考えられる状況に子どもを置くことを意味する。「危害の恐れ」は、子どもが配偶者間暴力に曝されることや性加害者と接触し得る状況に置かれることだけを指すものではない。

7. 18歳未満の人を売買すること。

8. 子ども殺人

C. 「重症な身体的虐待」とは

1. 死の危険のある身体的外傷や次のような後遺症を残す身体的外傷のこと。その後遺症とは、重症で長期間持続する身体の変形や健康被害、または、長期にわたる身体の器官や臓器の機能障害を指す。
2. 次のような外傷。重症の頭部外傷、骨折；内臓出血や内臓損傷；広範囲に及ぶ挫傷や裂傷；熱傷；毒物投与；窒息など。
3. ORS 161.015 に規定されているような致死の武器や危険な武器で引き起こされた外傷。
4. 性的虐待であると診断されて 72 時間以内の外傷。
5. 虐待被害を受けた子どもが入院を要するような外傷で、初期治療が始まったばかりのもの。

D. 「直前の性被害」とは

1. 性的暴行、異常性行為、侵入性の性的行為を受けて 72 時間以内の事例。

II. 最初の通報

A. 通報者が子ども虐待通告をする。(附則 A：ORS 419B.005 – 419B.015 を見よ。ここに子ども虐待が定義されており、通報手続きの概略が述べられている。) 通報者には次の者が含まれる。

1. 自由意志に基づく通報者。(すなわち、被害児本人、家族、友人、近隣者、その他の人々)
2. 通報義務者(すなわち、学校の教職員、医療従事者、法執行機関の職員、弁護士、聖職者、心理士、認定保育士、その他の人々)(附則 A：ORS 419B.010：公務員の通報義務を見よ。)

B. 通告は、福祉局子ども虐待ホットライン(503)731-3100 に電話すること、もしくは、適切な警察機関に出向くことで実施される。

III. 通報受理

A. 福祉局(DHS)スクリーニング

1. 福祉局は子ども虐待の疑われる全ての通報を受理し、スクリーニングをしなくてはならない。(附則 B：スクリーニングのガイドラインを見よ。)
 - a. 通報者から聞き取るべき情報については附則 B を見よ。

- b. 福祉局でスクリーニングを行う者は、ひとつひとつの通報に対して、子どもの安全性に関する危惧とリスク・ファクター（危険因子）を評価し、子ども虐待通告として提供された情報が本当に子ども虐待通告に当たるのかどうか、また、それは福祉局が次のような何らかの対応をすべきものなのかどうかを決定する。

（「緊急事例」、「準緊急事例」、「介入を要す事例」、「児童保護局(CPS)以外の機関が対応すべき事例」、「スクリーニングをして閉止、もしくは、業務日誌に残した時点で閉止してよい事例」のいずれに当たるのかをふるい分けする。）そのうえで、法執行機関に対して子ども虐待のクロス・リポート通告(Cross Report Allegation)を行う。（附則 B：スクリーニングのガイドラインを見よ。附則 A：ORS 419B.015 - 419B.020：クロス・リポーティング義務と通報受理機関の義務を見よ。）

1.緊急出動

2.準緊急出動（24 時間以内）

3.介入を要す事例

4.CPS 以外の機関対応事例

5.スクリーニング時点で閉止

6.記録のみ

- c. 一般的に、犯罪へと発展する要素のある通報に対して、CPS ワーカーと法執行機関とは一緒に介入する。（たとえば、最近外傷を負ったばかりの身体的虐待、加害者が被害児に接触できる状況にある性虐待、身体的な危害が加えられると脅されている子どもやひとりで置き去りにされている乳幼児などといった極端なネグレクトや危害の恐れ）また、CPS ワーカー、子ども本人、その他の人物が危機に曝されているときにも CPS ワーカーと法執行機関とは一緒に出動する。

- d. CPS & 法執行機関のジョイント・レスポンスの多くは、緊急出動事例のときに実施されるだろう。しかし、準緊急出動や介入を要す事例においても実施される場合がある。

e. 法執行機関へのクロス・リポーティング(Cross Reporting)

- 1.スクリーニングを実施する職員が子ども虐待の新規申し立てであると認定した通報は全て、所轄の法執行機関にクロス・リポーティングされなくてはならない。

2.法執行機関に対するクロス・リポーティングの方法

- 3.法執行機関への子ども虐待通報が重複しないように、福祉局はクロス・リポーティングの方法のうち一つだけを使うこと。

- 4.法執行機関への子ども虐待通報には福祉局 307 様式を使うこと。それが手渡されるか、法執行機関へのクロス・リポーティング箱に入れられている子ども虐待チーム(CAT)の刑事・巡査部長が福祉局 307 様式を見た場合の職務（詳細については翻訳を省略する。）

- 5.緊急出動事例は全て、遅滞なく、法執行機関にクロス・リポーティングすること。福祉局と法執行機関とのジョイント・レスポンス（Joint Response：合同応答）は、可能な場合は常に実施されることが望ましい。
- 6.犯罪へと発展する可能性のある子ども虐待通報（たいていの場合は、最近外傷を負ったばかりの身体的虐待と性虐待だが、）は全て、通報を受理した当日の午後 10 時以前にクロス・リポーティングすること。福祉局と法執行機関とのジョイント・レスポンスは、可能な場合は常に実施されることが望ましい。
- 7.法執行機関とのジョイント・レスポンスのためにスクリーニング職員が子ども虐待通報を CPS ワーカーに伝えられるわけだが、その場合、法執行機関へのクロス・リポーティングは CPS ワーカーもしくはそのスーパーバイザーの責務である。
- 8.法執行機関とのジョイント・レスポンスのために CPS ワーカーに伝言されたもの以外の子ども虐待通報は全て、法執行機関にクロス・リポーティングされなければならない、これを行うことはスクリーニング職員とそのスーパーバイザーの責務である。
- 9.第三者による子ども虐待に関する通報も、家庭内虐待と同じ方法で、かつ、MDT 協定書と福祉局の基本方針に従って、スクリーニングされ、クロス・リポーティングされる。

B. 警察による捜査

1. 基本方針

法執行機関として参画する各部署の、子ども虐待における責務は以下の通りである。

- a. 子どもの保護
- b. 犯罪捜査を完璧に実施すること
- c. 他の専門職や法執行機関と協力して対応すること。福祉局と合同で実施するジョイント・レスポンスは適用すべき全ての事例で試みられなければならない。
- d. 必要に応じて継続捜査を実施する。

2. 制服警察官による初期対応

- a. 子ども虐待ホットライン(503-731-3100)に電話すると、以下のように評価され、適切な部署に紹介される。

1.子ども虐待ホットラインの福祉局職員が状況を評価して、適用があると判断すれば、法執行機関と CPS（Children's Protective Services：児童保護局）とのジョイント・レスポンスを手配する。犯罪へと発展する可能性のある事例は全て、ジョイント・レスポンスを手配する前に、福祉局はまず、法執行機関に連絡を取る。子ども虐待ホットラインの業務時間は、月曜日から金曜日までは午前 8 時から午後 10 時まで、週末は午後 0 時から 10 時までである。

2.時間外(月曜日～金曜日の午後 10 時から午前 8 時、週末の午後 10 時から午前 12 時)：子ども虐待ホットラインは専門の応答サービスに委託して、ホットラインにかかってきた時間外電話が「緊急応答事務局」(BOEC：Bureau of Emergency Communications)に繋がるようにしてある。この協定書に規定されている緊急刑事出動が適用でない場合は、制服警察官が初期捜査のために現場に急行することになる。緊急刑事出動が必要な事例の場合は、CAT (子ども虐待チーム) 監督刑事・巡査部長に連絡が入る。(以下にある B.(8)：緊急刑事出動を見よ。)

3.月曜日から金曜日までの午前 7 時 30 分から午後 5 時 30 分には、CAT 監督刑事・巡査部長が電話対応の調整ができるように待機している。時間外は、BOEC (緊急応答事務局) が助けを求めるため CAT 監督刑事・巡査部長に連絡を取ることになっている。

b. たとえ福祉局職員と一緒にいる場合であっても、最初に出動した警官が犯罪初動捜査の責任を取る。

1.制服警察官は予備的な捜査を実施し、「事件報告書」「犯罪報告書」「特別報告書」のいずれかを完了させる。

2.現場に何事もなく、通告が根拠不十分なものに見えたとしても、報告書を書いた現場で、報告内容がコード別に整理される。

3.子どもに対する重症の身体的虐待もしくは性的虐待の場合、応答した警官は CAT 監督刑事・巡査部長に連絡する。もしできない場合は、緊急で「刑事課スーパーバイザー」に連絡する。

4.虐待の状況に応じて、刑事か捜査官が現場に急行する。(以下にある B.(8)：緊急刑事出動を見よ。)

5.もし、公立学校の敷地内で初期対応と捜査が実施された場合には、(学校管理職本人が捜査の対象である場合を除き、) 学校管理職にまず知らせる。警官が適切だと判断するならば、管理職や担当教員を初期捜査をはかどらせる目的で同席させてもよい。(ORS 419B.045 を参照せよ。)

6.子どもを身体的に虐待した成人養育者を逮捕するに値する理由があるならば、被害者である子どもが告訴可能年齢に達しているとしても、その加害者(成人)は「犯罪性虐待 I」の罪で逮捕されることになる。「傷害罪Ⅳ」や「配偶者間暴力」の罪が適用になるかもしれないが、「犯罪性虐待 I」と判断しうるような理由があるならば、それら「傷害罪Ⅳ」や「配偶者間暴力」の罪が「犯罪性虐待 I」に取って代わることはできない。ORS 163.205 を見よ。

7.成人養育者が子ども虐待の罪で逮捕された場合、逮捕した警官は子ども虐待ホットラインに電話する。この手続きは、たとえその子どもが保護措置にならないとしても、遂行されなければならない。

8.制服警察官が「犯罪性虐待 I」の容疑者を逮捕拘留した場合、制服警察官は「所轄の監督巡査部長」に連絡する。「所轄の監督巡査部長」は、CAT 監督刑事・巡査部長と連絡を取るうえで、現行の一般的な指示か「研修公示」に従うこと。

3. ポートランド公立学校警察対応

a. ポートランド公立学校警察は以下のように対応する：

1. 見てわかるような身体的虐待もしくは性的虐待の通告があった場合には、学校警察官がその学校に出動する。虐待に関する情報は、学校の教職員や福祉局、もしくは地域から寄せられる。学校警察官が出動できない場合は、学校警察特派官が BOEC（「緊急応答事務局」）に通報する。その場合は、ポートランド警察署（PPB）の警察官が出動する。
2. 出動した警察官は、学校警察署に駐在している児童保護局のワーカーに連絡し、家族環境に関する情報を聴取する。警察官と福祉局のワーカーは事例について話し合い、ジョイント・レスポンスの適応かどうかを決定する。福祉局のワーカーは担当の福祉局支所に事例を割り当てる。学校警察署に駐在する福祉局ワーカーが不在の場合は、警察官が子ども虐待ホットラインに電話する。
3. 通報された情報に基づいて判断すると、保護措置の採られる可能性が高いと考えられるならば、緊急のジョイント・レスポンスが実施される。
4. 見てわかるような外傷のある身体的虐待の事例は全て、警察官は外傷の写真を撮り、「事件報告書」か「特別報告書」を書く。報告書と写真は子ども虐待捜査チームと子ども虐待ホットラインの両方に送られる。見てわかるような外傷のない身体的虐待の場合は、学校警察特派官によって「非緊急事例報告書」が書かれ、学校警察駐在福祉局ワーカーと子ども虐待ホットラインに提出される。
5. 性虐待のケースの場合は全て、ひとりの学校警察官が、子どもから性虐待を打ち明けられた人に会って情報収集をする。その後、警察官が CAT（子ども虐待チーム）か性暴力専門監督巡査部長に連絡し、被害児と面接する人を決定する。身体的虐待の事例では、学校警察官は子どもから虐待事実を打ち明けられた人物と会って情報を収集し、被害児本人にも初回面接を実施する。警察官は、「特別報告書」か「事件報告書」を書き、そのコピーを子ども虐待ホットラインと担当の刑事課に提出する。
6. 子どもが保護措置に入れられるケースでは、警察官と福祉局ワーカーは子ども虐待ホットラインと協力して、子どもを移送する。報告書は、子ども虐待ホットラインと CAT 捜査チームと少年裁判所調査ユニットとに FAX される。
7. 学校警察官に駐在する福祉局ワーカーは要請に応じて他の福祉局ワーカーと一緒に出動してもよい。もし、福祉局ワーカーが捜査の目的で警察官を必要とするならば、学校警察特派官を呼んで、該当する学校で会合を開くことができる。
8. 学区の教職員が児童生徒を巻き添えにした不正行為で訴えられている場合には、学校警察官が出動し、初期通報を行う。事例のその後のことは、CAT（子ども虐待チーム）か SBC（性的犯罪・変質犯罪班）のスーパーバイザーに相談した後、決定され、この協定書の「複雑事例」で説明されている手続きに従うこととなる。

4. 写真

- a. 例外的な場合を除き、マルトノマー郡地方検事局は子ども虐待事件の起訴をするために身体的虐待やネグレクトの証拠として写真を要求する。

- b. たとえどんなに軽症であっても、全ての外傷は警察の報告書に記録されなければならない。外傷について記載する場合、次の内容が必要となる。すなわち、外傷が子どものどの部位にあるかという局在部位を列挙し、それぞれの外傷の大きさ・形・色合いを記載し、もしわかるのであれば、外傷を引き起こした物体を特定する。
- c. 目に見える外傷は全て写真に収められなければならないが、その場合、写真のフィルムを見て、外傷がきちんと判別できる程度の画質を有さなくてはならない。
 - 1. ポラロイドか 35mm フィルムで写真を撮る。
 - a. 出動した警察官が撮影する場合
 - b. 刑事もしくは捜査官が撮影する場合
 - c. 子どもをポートランド警察署鑑識課に連れて行って撮影する場合
 - d. 嘱託の監察医もしくはポートランド警察署鑑識課に現場に急行するように頼んで撮影してもらう場合
 - 2. 刑事事件として起訴しそうな事案では、ポラロイド写真に加えて、35mm フィルムで撮影することが推奨される。外傷の大きさと広がり判断しやすくするために、写真撮影の際にはスケール（物差しやメジャー）を外傷のそばに置いて撮る。
 - 3. 子どもが保護措置に置かれる場合、少年裁判所での予備的な聞き取り調査に使うため、外傷のポラロイド写真を撮った方がよい。それらの写真は、できるだけ速く、少年裁判所調査ユニットに送付されなければならない。
 - 4. 写真はポートランド公立学校警察によって撮影される。一組の写真は子ども虐待ホットラインに送られ、もう一組の写真は学校警察ファイルに保管される。
 - e. 子ども虐待というものは子どもに為される事象であるのみならず、親もしくは養育者が自分の責任を果たさないという問題をも包含するものである。親や養育者には、生活必需品を子どもに与え、害となるものから子どもを守ることが要求されている。健康的でない環境や安全が確保されていない状況を写真として証拠に残すことは刑事訴訟と少年裁判所における手続きにとって重要となる。特殊な捜査技術には以下のものがある。（詳細については翻訳を省略する。）
- 5. 保護措置。可能な限り常に、子どもを保護措置に入れるかどうかの決定は法執行機関と福祉局との合同決定に基づかなければならない。福祉局ワーカーが警察官と合同対応（ジョイント・レスポンス）を実施していない場合は、子ども虐待ホットラインが「保護措置はいつ可能になるのか。」「いつ決定されるのか。」「親子分離が適切な措置なのかどうか。」「他にどんな措置先があるのか。」といったことの相談に乗る。保護措置が必要か否かについて法執行機関と福祉局が合同で決定するという事は、子どもの最善の利益を保護するうえで最良の方法である。保護措置に関する最終的な決定権は、法執行機関の職員が有する。
 - a. 子どもが保護措置に置かれるべきなのは、以下の状況においてである。

1. その子どもが家族の一員によって性的暴行を受けた被害児であり、その家庭内加害者が未だに家庭にいるか、その家庭に戻って来得る状況にあるか、加害者以外の家族構成員が被害児を支えることができない場合。
 2. 保護措置を執らないと、その子どもに危険が差し迫って来そうな場合。
 3. 子どもを家庭から分離しないと、虐待が続く危険性の高い場合。
 4. 子どもの世話をする誰か代わりの人（親戚など）が存在しない場合。
- b. 以下の場合、保護措置が採られるかもしれない。
1. 10 歳未満の子どもが監護者がいない状況におかれている場合（ORS 163.545）。
 2. 子どもの置かれている状況や周辺環境が明らかに子どもの福祉にとって危険である場合。
- c. もしも、子どもが保護措置下に置かれたならば、たとえそれがどんな時間帯であったとしても、警察官は迅速に両親に伝えるためのそれ相応の努力をしなければならない。告知は、対面で行うか、電話か、文書で行う。
- d. 告知には、以下の内容が含まれる。
1. 子どもが保護措置に置かれたこと。
 2. 保護措置が採られた理由と子どもの居場所に関する一般的な情報、すなわち、「病院に入院した。」「シェルターにいる。」「JDH にいる。」などである。さらに、少年裁判所による聞き取り調査が次の開廷日に行われることも伝える。
 3. いかなる場合も、親に子どもが保護されている里親宅やシェルターの具体的な場所を教える必要はないし、警察官の報告書の中にそれらをリストアップしてもいけない。
 4. 子ども虐待ホットラインの電話番号を子どもの親に知らせること。
- e. 福祉局は子どもが保護措置に置かれたときに連絡をもらう。福祉局が警察官や刑事に子どもを移送するシェルターの場所を教える。
- f. 警察官の介入によって、子どもが保護者（親）から分離される場合、すなわち、シェルターに入ったり、病院に保護委託されたり、親戚や友人宅等に保護された場合には、常に、「保護報告書」が書かれ、子ども虐待ホットラインに通知されなければならない。
- g. 「保護報告書」は書き上げられ次第、できるだけ早く、少年裁判所調査ユニットに手渡されるか FAX されるかしなければならない。
6. 医学的診察
- a. 身体的虐待や性的虐待の医学的評価のために、警察官は子どもを医療機関に移送

するかもしれない。

- b. 親や保護者が子どもに医療を施すことを拒否する場合、病院は少年裁判所に連絡を取り、次に少年裁判所が裁判官に連絡を取って、裁判所命令を取り付けなくてはならない。
 - c. 警察官が子どもは性犯罪の被害者であると判断するに足る理由がある場合、および、虐待を証明する身体的な証拠が消えてしまうかもしれないと判断するに足る理由がある場合、警察官は捜査を続行し、証拠の収集と保存のために、身体的診察を要求すべきである。（詳細については翻訳を省略する。）
 - d. 重症の身体的虐待や性的暴行のために、警察官が子どもを病院に連れて行ったならば、診察について子ども虐待チーム監督巡査部長にすぐに知らされなければならない。
 - e. CARES NW（北西部子ども虐待対応評価サービス）の医学的診察。CARES NWに紹介があった場合、以下の各項目についてガイドラインを作成済みである。（詳細については翻訳を省略する。）
 - f. 周辺病院のプロトコールについて詳しく知りたい場合は、附則 C を見てほしい。
- 7. 所轄外機関への報告書（詳細については翻訳を省略する。）
 - 8. 刑事緊急出動（詳細については翻訳を省略する。）
 - 9. 検察官の援助（詳細については翻訳を省略する。）
 - 10. 捜査のガイドライン（詳細については翻訳を省略する。）

C. 学校周辺捜査（附則 A：ORS 419B.045：「公立学校の敷地内で実施される捜査」を見よ。）（詳細については翻訳を省略する。）

IV. トリアージのプロトコール

A. 目的

トリアージ（優先順位付け）会議は週に一度ずつ開催される。構成員は、マルトノマー郡地方検事局、子ども虐待対応評価サービス（CARES）北西部プログラム、子ども虐待チーム（CAT）の巡査部長、グレシャム警察省の巡査部長、子ども虐待ホットライン、福祉局（DHS）家庭外保育アセスメント・ユニットである。事例は、以下の点をはっきりさせるために会議にかけられる。

- 1. 福祉局と法執行機関との間でクロス・レポーティングが実施された事例
- 2. 原告の安全が確保されている事例
- 3. 何らかのリスクが指摘されている子どもたち
- 4. CARES に紹介すべきと考えられる事例
- 5. 担当刑事を配属することが適当だと考えられる事例

B. 以下のような事例がトリアージされる。（詳細については翻訳を省略する。）

C. 会議の準備（詳細については翻訳を省略する。）

D. 事例追跡（詳細については翻訳を省略する。）

E. 捜査上負うべき刑事の職務

1. 子ども虐待チーム捜査官の管轄

- a. 家族が加害者となっているポートランド警察署管轄内で生じた全ての子ども虐待事例
- b. 加害者が家族外の人物で、被害児が 14 歳未満であるポートランド警察署管轄内で生じた全ての子ども虐待事例
- c. 家族が加害者となっているグresham警察、フェアビュー警察、トラウトデール警察の所轄内で生じた全ての子ども虐待事例
- d. 加害者が家族外の人物で、被害児が 14 歳未満であるグresham警察、フェアビュー警察、トラウトデール警察の所轄内で生じた全ての子ども虐待事例

2. ポートランド警察署性的犯罪・変質犯罪班（SBC）と、グresham警察省、フェアビュー警察省、トラウトデール警察省の管轄

- a. 加害者が家族外の人物で、被害児が 14 歳以上であるポートランド警察署管轄内で生じた全ての子ども虐待事例
- b. 加害者が家族外の人物で、被害児が 14 歳以上であるグresham警察省管轄内で生じた全ての子ども虐待事例
- c. 加害者が家族外の人物であるフェアビュー警察とトラウトデール警察の管轄内で生じた全ての事例
- d. 成人が子どものときに虐待された事例。すなわち、現在 18 歳以上となっていて大人であるけれども、過去に虐待されたとき、まだ子どもであった事例

V. 複雑な事例（詳細については翻訳を省略する。）

VI. 複数被害者の事例（詳細については翻訳を省略する。）

VII. デリケートな問題を抱える事例（詳細については翻訳を省略する。）

VIII. 刑事事件訴追（詳細については翻訳を省略する。）

IX. 被害者としての子ども：未成年保護裁判の事案

少年犯罪加害者の訴追手続きと成人に対する訴追手続きとを区別し、分けて考えると、子ども虐待の被害児を保護するということに焦点を当てた手続きが存在することになる。「少年未成年事案」という言葉で知られる通り、この手続きは子どもと家族のニーズを特定することを目的としている。

A. 福祉局によるスクリーニング

1. 法執行機関もしくは福祉局への子ども虐待通告の後、福祉局は介入の必要があるかどうかを判断するためにスクリーニングを実施する。
2. 福祉局のスクリーニング職員は子どもに関する危険情報を評価する。(以下の「福祉局スクリーニング手続き 第3章 A」と附則 B:「スクリーニングのガイドライン」を見よ。)
3. 福祉局には、配偶者間暴力(DV)の通告があったならば、子どもへの危害があるかどうか、または、子どもに危害が加わる怖れがあるかどうかを評価する責任がある。もし、つい今し方起こったばかりのDVに関する通告であったり、以下のような状況を有する通告である場合には、現場に行ってアセスメントするよう指令される。

- ・激しい暴力(打撲傷、窒息、骨折、裂傷、性的暴行、その他の外傷)
- ・親もしくは子どもが重症の外傷を負っているとき
- ・頻度もしくは重症度が悪化しつつある暴力
- ・被害者が支援をほとんど受けずに、孤立しているとき
- ・子どもに攻撃性、うつ状態、不安、不眠などの症状が出現しているとき
- ・子どもが親のDVを仲裁しようとしたり、子どもが暴力に巻き込まれているとき
- ・DVと子ども虐待とが同時に通報されたとき
- ・ストーカー行為
- ・武器が実際に使われたか、武器を使うという脅しがあったとき
- ・誘拐、人質、自殺、他殺、監禁状態での暴力
- ・同じ子ども、他の子ども(兄弟姉妹)、もしくは、DV被害者がこれまでに福祉局か法執行機関に通報されたことがある場合
- ・薬物乱用 and/or アルコール依存症
- ・動物虐待もしくは動物殺害

典型的な子ども虐待事例では、子どもが幼ければ幼いほど、危険性が高くなるため、子どもが幼いほど、フェイス・トゥ・フェイスによって調査するように命令が出される。ところが、DV事例では、年長の子どもの場合、被害親を守ろうとしてDVの仲裁にはいることがあり、それゆえ、年長の子どもの方が幼い子どもよりも危険度が大きいということさえあり得る。

4. 福祉局には、子どもが性虐待加害者と接触し得る怖れがあるかどうかを評価する責任がある。(附則 B:「子どもと性虐待加害者に関する危害の怖れガイドライン」を見よ。)

B. 福祉局による調査とリスク・アセスメント

1. 子ども虐待事例に関して、福祉局ワーカーが担当者としてあてがわれる際、通告は、その妥当性が検証されることになる。調査の主眼は、子どもへのリスクに関するアセスメントであって、犯罪捜査ではない。犯罪捜査は法執行機関の責務である。これら2種類の調査(法執行機関捜査と福祉局調査)の対等な協力関係こそが子どもの最善の利益に資するのである。

2. 福祉局が調査すべき内容

- a. 福祉局に保管されている記録の中から、これまでの通告歴と照会歴を捜すこと
- b. 福祉局に通告された事例に直接関わる人物の犯罪歴調査
- c. 被害児への初回面接
- d. 周辺調査（すなわち、学校の教職員、近隣者、友人、家族、医療関係者、保護観察官等。ただし、これらに限られるものではない。）
- e. 加害者だと申し立てられている人物への、法執行機関と協調・協同した面接
- f. CARES において実施される、被害児の医学的評価と被害児への専門的面接。福祉局ワーカーは、子どもが面接を複数回受けることの無いように、医学的評価センター（CARES）における面接をまず最初の社会資源として活用することを考慮すべきである。
- g. 法的介入の必要性をはっきりさせるために、法執行機関少年課や地方検事局と協力すること

3. リスク・アセスメントは捜査と調査によって得られた情報に基づいて実施される。

C. ボランティアによる家族支援（詳細については翻訳を省略する。）

D. 福祉局と少年裁判所

1. 公式の手続きを始めるためには、少年裁判所に申し立てをしなくてはならない。申し立ての決定は、通常、福祉局と法執行機関少年課と地方検事局との合同決定に基づく。
2. 申し立てをするかどうか決定する際には、警察の有する記録、医学的記録、福祉局の記録等、可能な限り全てのケース記録を検証しなくてはならない。

E. 予備的な聞き取り調査

1. 申し立てが為されると、少年保護裁判が開廷される前に予備的な聞き取り調査が実施される。予備的な聞き取り調査のとき初めて、少年裁判所に出頭することとなる。この予備的な聞き取り調査によって、次のような課題が検証される。すなわち、「現在、子どもに及んでいる危険は何か」「子どもの保護措置が家族にとって権利侵害となっていないかどうか」「子どもの保護措置は、その子どもが必要としている安全性の確保に合致しているかどうか」といった点についてである。出頭してきた人たちに通告の内容が告知され、カウンセリングが予約される。
2. 申し立てをした後も、福祉局は事例に関する調査とアセスメントを継続する。申し立てが為されたからといって、必ずしも、裁判になるということを意味しない。福祉局としては、司法によらない解決策を探り続ける。しかしながら、その努力が失敗した場合、裁判のための正式な聞き取り調査が始まる。

F. 少年裁判所の責務

1. 少年裁判所の調査ユニットは次のことをする。
 - a. 子ども虐待・ネグレクトにおける危機介入、助言、電話での照会サービス
 - b. 福祉局や地方検事局、もしくは、一般市民からの要請に応じて、少年保護裁判の申し立て、子どもの一時保護、予備的な聞き取り調査を実施する。
 - c. 福祉局の要請に応じて、保護措置命令を出す。
 - d. 福祉局から「保護措置が採られた」という通知を受けた際に、予備的な聞き取り調査を行う。
 - e. 子どもに対する治療行為を親が承諾しなかったり、医学的な助言に反して「子どもを病院から連れ去る」と脅す場合などに、病院からの要請に応じて一時保護を実施する。
 - f. 子どもが性的に虐待されたという申し立てがあり、証拠保持の目的で身体的診察が必要な場合に、それを許可する裁判所命令を要請に応じて発行する。

X. 加害者としての子ども：非行と未成年保護裁判の事例（詳細については翻訳を省略する。）

X I. 福祉局によるケース・マネジメント

- A. 福祉局のスーパービジョンでは、危害のリスクを減じ、家族機能を向上させ、家族が裁判所命令に従えるように援助することを通して、子どもの安全確保を確実にすることに焦点が当てられる。
 1. ハイリスク事例の場合、既に確立されているプロトコルに従って、問題点が特定され、検証されることになる。（附則 H：「赤旗プロトコル」を見よ。）
- B. 家族援助機関には以下のものがある。
 1. ペアレンティング教室（養育教室）
 2. 家族カウンセリング
 3. グループカウンセリングと個別カウンセリング
 4. 薬物依存症治療施設
 5. 怒りの制御治療施設
 6. 家事サービス
 7. 清掃サービス
 8. 経済援助
 9. レスパイトのための保育サービス
 10. 家庭外保育サービス
 11. 居住型治療施設への通所（デイケア）
 12. 家族検討会議
- C. 養育者のいる家庭では子どもの安全が図れず、分離することが子どもの最善の利益にかなっていると考えられる場合には、家庭外分離措置が採られるかもしれない。家

庭外分離措置には以下のものがある。

1. 親族宅への措置
 2. 里親委託
 3. グループホーム入所
 4. 居住型治療施設入所
- D. 家庭外分離措置が採られた全ての事例は、6ヶ月毎に「市民検証委員会」の検証を受けなくてはならない。オレゴン州福祉局は子どもと家族が再統合されるよう努力し続けること。
- E. 子どもを家族と再統合させることが子どもの安全確保や子どもの最善の利益に反するような極端な事例では、州機関は「親権喪失」および「養子縁組」という結果となるようなパーマネント（恒久的）プランを立てることになる。

X II. MDT（多職種専門家チーム）構造と CAMI プロセス

MDT 代表者会議

MDT 構成機関の代表者は、地方検事による招聘に応じて年に一度会合を持ち、CAMI 計画の検証と改定を実施し、過去 1 年間の MDT（多職種専門家チーム）の進歩について報告を受ける。

1. 地方検事－座長
2. 州福祉局－支援提供課長
3. ポートランド警察署－警察のチーフ
4. グレシャム警察－警察のチーフ
5. マルトノマー郡保安官事務所－保安官
6. フェアビュー警察－警察のチーフ
7. トラウトデール警察－警察のチーフ
8. マルトノマー郡教育委員会－監督
9. マルトノマー郡保健局－局長
10. マルトノマー郡福祉局－局長
11. マルトノマー郡司法局－局長
12. CARES NW－医療部長

MDT 実務者会議

MDT 実務者会議は CAMI 計画を立案し、CAMI によって資金援助を受けた事業の進捗状況と事業結果（効果）について検証し、構成機関の代表者に資金援助要請をする。実務者会議は、MDT（多職種専門家チーム）の方針や活動内容についても検証し、修正や改良を施す。

構成員：子ども虐待・ネグレクトに関わる MDT の構成機関や専門職の中から実務者レベルの担当者が出席する。それは、以下の通りである。

1. 地方検事－座長－1名
2. 州福祉局－1名：たいていは、郡内の子どもの福祉について責任を果たすべき支援提供課の課長
3. 法執行機関－郡の法執行機関を代表するもの1名：たいていは、ポートランド警察署子ども虐待チームのスーパーバイザーである家庭サービス課長
4. CARES NW－1名

5. 郡保健局－1名
6. 郡福祉局－1名
7. 学校－郡の全ての学区を代表する者1名：たいていは、マルトノマー郡教育委員会学校保健課長
8. 郡司法局－1名

実務者会議：年に少なくとも4回、必要に応じてもっと開催される。実際に活動する実務者が参加することに意義がある。議事録はMDT代弁者もしくはコーディネーターによって保管され、次の会議の前か次回の会議のときにその議事録は実務者会議構成員に配布される。議事は、全会一致が原則である。意見の一致が得られない場合は、実務者会議出席者の過半数で議決する。

CAMI (Child Abuse Multi-Disciplinary Intervention Account)

(詳細については翻訳を省略する。)

XIII. 子どもの死亡事例

死亡事例調査と死亡事例検討は附則Hに書かれているプロトコールに従う。

ワークショップ#1PM 児童虐待事例の介入における児童相談所と警察との連携

座 長：奥山 眞紀子 (国立成育医療センター こころの診療部長 小児科医・児童精神科医)
助言者：John Richmond (オレゴン州社会福祉部 グレシャム子ども福祉局長 臨床ソーシャルワーカー)
：Larry Linne (オレゴン州警察 ポートランド市警察署 児童虐待チーム 刑事)
通 訳：Steven Thompson (横浜女子短期大学)

[敬称略]

【奥山】午前中、参加されていた方はご存じだと思いますが、子ども虐待機関間協定書というのは実は、こんなに厚いものです。こういう「MDT(Multidisciplinary Team：多職種専門家チーム)プロトコール」というものがあり、「非常に危険なケースに関しては、こうしなくてはいけない。」というようなことが書かれています。「今朝の事例には、非常に役に立つのではないか。」と講師の先生もおっしゃっていました。午後の部は、最初に、講師のおふたりから昨日の5枚のスライドについてご説明いただきます。そして、質疑の後、いくつかの話題に対して議論を進めていきたいと思います。では、リッチモンドさんとルネーさん、よろしくお願いいたします。

【ルネー】最初に、クロス・リポーティング(相互通告)についての説明をしたいと思います。MDT プロセスにはクロス・リポーティングが必須です。

我々の CAT(Child Abuse Team：児童虐待チーム)にはマスコットが必要でした。日本で、どのくらいガーフィールドが有名か分かりませんが、ガーフィールドという猫のマスコットを使うための特別な許可を得る必要がありました。幸いなことに、オリジナルの作者はその許可を私たちにくれました。許可を得ることができたのは私たちだけです。児童虐待についてのチームだと言ったら、喜んで使わせてくれました。

私の一日の流れを説明します。出勤したら、まず E メールをチェックします。そして CPS(Child Protective Services：児童保護局)に行き、前夜に CPS ホットラインに届いた 25～40 件のレポート(通告)を読みます。

次に、FAX 機のところに行き、12 時間以内に警察から送られてきたレポートを確認します。そして、警察からのレポートを持って、CPS ホットラインに戻り、きちんと警察からの連絡が届いているか再確認します。このプロセスは一日中続き、随時、報告を受け取ります。

次の作業が一番難しいのですが、どのケースに警察の刑事(detective)をつけるか、それとも、CPS のソーシャルワーカーに任せるのかを判断します。また、12 時間以内に入ってきている特に顕著なケースについては、フォローアップのために医師等の医療関係者や学校関係の人に電話連絡をします。最も危険なケースは刑事に任せ、そうでないものは CPS に直接渡され、フォローアップをします。警察にきたレポートを CPS がどう扱うかについて、リッチモンドさんから説明してもらいます。

【リッチモンド】警察が実際に子どもや家族に会い、レポートを書いている間、CPS はホットラインから 24 時間情報を得ます。警察官は危険な状況にある子どもについての情報を得ることができ、また CPS も情報を得ます。クロス・レポートで大切なことは、直ちに、遅くとも数時間のうちに、書面に表したレポートで情報を交換し、確認することです。警察のレポートが CPS に行き、CPS は警察の情報を得ます。

先ほど、ルネーさんが少し説明しましたが、次の段階では刑事や CPS ワーカーが両方のレポートをよく検討し、どれが一番リスクの高いケースかを判断します。ケースによって違いますが、刑事だけが取り組むこともあります。CPS だけの時もあり、両方が同時に取り組む場合もあります。

そしてさらに、地方検事局(District Attorney's Office)も同じ建物の中に設置されており、4 人の検察官が特に深刻なケースに関するレポートを読みます。そのため、3 つの異なる機関が一つのケース、特に深刻な問題について見ていく体制がとられています。

最後の段階ですが、毎週火曜日の午後に会議を開き、警察官、刑事、児童保護局、そしてドクター・ベイズやキャシーがいる CARES Northwest(北西部子ども虐待対応評価サービス：オレゴン州の子ども虐待アセスメント・センター)が参加して、「心配だ。」と思われるケースについて、見逃している可能性のある情報を提供したり、お互いが持っている情報を交換したりします。

【ルネー】全ての児童虐待ケースは MDT によって解決されなければなりません。それは、先ほどリッチモンドさんが説明した通りです。私たちが関わっている全てのケースにおいて、一緒に働き、一緒に話し合い、子どもたちにとって大切なことを判断していきます。

私には警察官としての十分な経験はありますが、子どもの福祉についての専門家ではありませんので、リッチモンドさんからのアドバイスが必要となるように、MDT の各メンバーは専門知識やそれぞれ違う視点を持っているので、知恵を出し合えば、効果的に取り組むことができます。

子どものニーズを優先することが最も大切です。それぞれの立場もありますが、この時点で一緒に取り組むことによって、子どもと家族にとって最も良い援助ができます。

私たちのミーティングは、とても平凡なものに見えます。この写真は火曜日のミーティングです。ここには、誰でもケースを持ってくることができます。それぞれのケースのバランス・システムを確認し、どのケースについても「漏れがないか?」「何か大きな問題になっていることはないか?」をチェックします。

【リッチモンド】今朝、セイフティ・プランについてお話をしました。誰が何を担当するかを決め、セイフティ・プランが実行されているかどうかをモニタリングします。この写真はセイフティ・プランの話し合いの場面です。それぞれがアサインメント(役割分担)を得た後、次週あるいは 2 週間後にもう一度ケースを取り上げ、モニタリングをします。

【ルネー】MDT ミーティングは、CPS のワーカーにとってもさまざまな分野の専門家の貴重な意見を聞くことのできる資源(Resource: リソース)であり、気兼ねなく、ケースについて話すことができます。オレゴン州では、各郡に 1 つずつ MDT を設置しなくてはなりません。マルトノマー郡の MDT は 1989 年にできました。現在は、警察、社会福祉部(Department of Human Services)、CPS、教育機関、郡保健部(County Health Department)、非行少年保護観察局、CARES NW、精神保健(メンタルヘルス)の専門家やその他の専門家がメンバーとなっています。意見が食い違って話し合いが滞ったり、その場からメンバーが出て行ってしまったりする場面もありましたが、子どものニーズを第一に考えて話を進めていくことにより、年々、反対する人は減ってきました。

【リッチモンド】MDT において、私たちは子どもを守るために良い関係を築き、協力して働いていくという心構えが大切です。同じ分野の専門家とは話しやすいですが、専門外の専門家とのコミュニケーションも大切にして、情報を共有しないと、効果的に子どもを守っていくことができません。

【ルネー】午前中には、お互いの役割とクロス・リポーティングの話をしました。月々の定例 MDT ミーティングでは、それぞれの分野の人が 30 分~40 分の間で自分の専門分野について話をして、「チームとして、どのように働くことができるか。」「何か、その機関について気にかけていることはないか。」などについて、質問を受けたりします。警察の分野で働く私はメンタルヘルスの分野はあまり詳しくないので、その分野の専門的知識やプログラムを理解するために MDT ミーティングがとても大切となります。たとえば、もし地域の学校で新しく、子ども虐待のプログラムが始まる場合は、児童からの虐待の報告件数が増える可能性があるので、その学校区から事前に事情を聞いておくことが大切となります。

専門家は誰でもとても忙しく、自分の分野や目標だけに集中してしまいがちなため、MDT に参加することによって、他の専門家の立場についても知ることができるのです。MDT は子どもを守るために始められたものですが、専門家それぞれの生の声を基に、子どもの包括的な介入プランを作っていく場なのです。大切なキーワードは「連携する。」ということです。子ども虐待の評価サービスとして、CARES での司法面接を通す場合もあります。CPS ワーカーやパトロール制服警官が子どものインタビューを行い、生活環境についてチェックします。また、何度も質問することを避けるために、全ての警察官は、基本的な面接方法に関する最低 4~8 時間の訓練を受けることになっています。どのような場面も、子どもにとっては怖い経験になるので、子どものための弁護士も提供しています。

さらに、それぞれの機関のニーズに合わせたさまざまな形のトレーニングも提供しています。新任教師に対する虐待の通告義務などのトレーニングも行います。また、刑事や CPS のスーパーバイザーや州の地方検事などを連邦政府が提供する子ども虐待のトレーニングに派遣することもあります。

私たちのプロトコルには、とても厳密に調査の方法が書かれており、ケースの通告方法や子どもへのインタビュー方法も明記されています。MDT のもう一つ重要な点は、それぞれの機関の役割を紙面で表し、各機関の長が「それぞれが役割を果たす。」という文面にサインしていることです。

また、プロトコルには、リスク・アセスメントの手順やタイムリーにコミュニケーションをとる方法についても書かれています。さらに、ケースを再検討する方法についても説明されています。「このケースでは何が起こったか?」「この家族に何が起こったのか?」「被害者は適切に面接されたか?」「この家族は福祉サービスに繋が

っているか？」などを検討します。

MDT のトレーニングの中には、継続的に行われるものもあります。警察が病院と情報交換するのが難しい状況が続いています。今、アメリカでは、病院の記録についての情報交換に関する法律ができています。実は、今週、米国に帰国後に、ある病院の管理職に会って、タイムリーに情報交換をすることについて話し合い、病院の記録が得やすくなるようにしたいと思っています。子ども虐待について関わる仕事をしていると、常に何らかの障壁にぶつかります。コミュニケーションの問題を解決していくためにも、また、そのような新しい障壁を乗り越えていくためにも、トレーニングを継続的に行っています。

【リッチモンド】私たちがどのようにケースを再検討するかについてお話します。1 ヶ月に 1 回は MDT の全体会議が行われ、全員で 20~30 人が集まり、郡レベルで起こった問題について話し合います。また、毎週火曜日にはトリアージ・ミーティングが行われ、そこでは、病院、CARES Northwest、警察、児童保護局、州の地方検事局のスタッフが集まり、現在、取り組んでいるケースについてモニタリングし、それぞれの機関がサインをした職務をしっかりと行っているかどうかを確かめ、欠落している部分がないかについて話し合います。

次は、赤旗事例検討(Red Flag Case Review)についてお話します。これは最も危険なケースに関する検討会議で、子どもが死んでしまうなどの深刻な身体的虐待や性的虐待が起こったものです。3 歳の子どもの脚が保護者によって折られたというケースなどもあります。

これらの赤旗事例には、何年にもわたって支援を続けていきます。カンボジアからの難民のケースが私の心に残っています。さまざまな理由から母親は自殺を図りました。その際、3 人の子どもを道連れにしました。しかし、母親は生き残り、子ども 3 人のうち 2 人が死んでしまうという結果になってしまいました。

子ども虐待ネグレクト疑い事例検討(SCAN Review : Suspected Child Abuse and Neglect Review)についてお話します。病院で行われる医療関係者(SCAN チーム: Suspected Child Abuse and Neglect Team)の会議であり、援助の仕方などについて検討するものです。プロトコールには具体的な説明が入っていて、それに従って会議を進めています。

次は、Sexually Inappropriate Behavior Response(SIBS)と呼ばれる「性的不適切行動に対する対応」についてです。12 歳未満の子どもが他の子どもに対して、性的に不適切な行動をとったり、虐待をしたりした場合のものです。オレゴン州政府のプログラムでは、12 歳以上の子どもが犯した行為は犯罪として扱われます。しかし、オレゴン州では、12 歳未満の子どもが他の子どもに対して性的に不適切な行動をとった場合、犯罪となりません。裁判で裁かれるためには 12 歳以上でないとはいけません。この SIB(性的不適切行動)事例検討プロセスでは、性的に不適切な行動をとった子どもに適切な援助をし、行動を改善していきます。また、被害者となった子どもの安全確保にも努めます。

最後に、死亡事例検討(Child Fatality Review)について説明します。オレゴン州では、「どのような死因によるものであっても、子どもの死亡事例の場合は、3 ヶ月に 1 回は見直し(事例検討)を行わなければならない。」と法律で決められています。私たちの郡でも、死亡事例検討を行い、徹底的にその背景にあったものや状況を見ていきます。もちろん、死んでしまった子どもを救うことはもうできませんが、その事例から学び、同じような事件が二度と起こらないようにすることが目的となっています。

【ルネー】MDT プロトコールにはもう一つ、CAMI 協定書と呼ばれるものがあります。具体的に言えば、予算のことです。CAMI(Child Abuse Multi-Disciplinary Intervention : 子ども虐待多職種専門家介入)口座は、子ども虐待対策のために開設された口座であり、交通違反や軽犯罪を犯した際に徴収された罰金などが資金源となっています。このお金はいろいろな形で使われていますが、CARES Northwest スタッフの給料になる場合もあります。刑事などの専門家の残業代(時間外手当)にもなっています。たとえば、午前 2 時に、乳幼児揺さぶられ症候群のケースのために刑事を早急に派遣しなくてはならないときなどに使われます。被害者のための弁護人を雇うためのお金としても使われています。CAMI に関係する費用についての書類を書く職員のために支払われたりもしています。

もう一つ大切なことは、CAMI のお金を使って、オレゴン州以外で開催されるトレーニングに参加することができることです。今の州の法律では、州外や全国的な会議には州のお金で参加できません。しかし、CAMI を通せば、刑事を国家が行うトレーニングに送り、遠く離れた東海岸の専門家が今、どのような活動をしているかについて学ぶことができるのです。

また、新しいプロジェクトの資金にもなっています。最近、新しいプロジェクトを立ち上げるための申請書を提出したばかりですが、インターネットの犯罪やポルノグラフィのホームページに対応するため、このお金を

使った対策プログラムを作っているところです。

何か、MDT や CAMI やクロス・リポーティングについての質問はありますか？

【奥山】 ご質問はいかがでしょうか。

【行政職員 I】 週 1 回ごとの全体会議の時は、どのぐらいの時間をかけて 1 つのケース、特に、新規のケースについて検討をされるのでしょうか。というのは、うちの市でもこの 4 月から、要保護児童対策地域協議会の中で、月に 1 回、関係者を集めたミーティングを始めているのですが、協議会の開催にかけている時間がだいたい 1 回につき 3 時間ぐらいです。実際に週 1 回で、どのぐらいのケースをされるのかということが知りたいと思っています。もう一つの質問は、MDT の中に主要メンバーとして精神保健部(Mental Health Department)を入れられたということですが、精神保健部以外に、他にも実は、入れたいけれども、まだなかなか、入ってもらえない機関があるというようなことがありましたら、教えていただければと思います。

【ルネー】 ケース検討にかかる時間はさまざまです。虐待の加害者が有名な人、たとえば、政治家や警察官などで、地域の人々によく知られている人だと、2 時間~2 時間半くらい使うこともあります。個別ケース検討会議の場以外でも、警察、CPS、地方検事などが非公式に話をすることがあるのですが、そういうときはだいたい 5 ~30 分くらいです。いわゆる有名人(ハイプロファイル)のケースの場合、話し合いにとっても時間がかかるのは、すぐにテレビとか新聞に載るので、非常に丁寧に調べて、慎重に進めなければならないからです。MDT のチームとしてみんなが集まり、どのような対策をとるかを決めると、決断する過程に全員が参加しているので、「警察が悪かった。」とか、「社会福祉部(DHS)が悪かった。」あるいは「精神保健部が悪かった。」などと非難されることが少なくなります。

新しいメンバーを入れるということについてですが、MDT は郡のほとんど全ての機関 を含んでいて、今は十分だと感じています。しかし、必ずしも全ての専門家が毎月の全体会議に出席しているわけではないので、継続的に出席してくれることをお願いしたり、チームの一員であるという意識を持ってもらえるように努力したりしています。同時に、その方の意見を大切にしていくことが重要だと思っています。

【奥山】 トリアージ会議に、どういうケースを提出すべきかについて誰が決めるのですか？

【リッチモンド】 新しいケースに関しては誰が提示してもよく、CARES Northwest、病院、警察、児童保護局、地方検事局などのうち、ケースに関わった専門機関が提出します。そして、トリアージ・ミーティングで、誰がどういうふうに関わるかという詳細な計画が立てられます。続いて、セーフティ・プランが実行されているかを確認していきます。実際には、トリアージ会議を調整する専門スタッフとしての秘書がいて、誰が何をしなければならぬかフォローアップをしたり、議事録を記録したりしてくれます。

【奥山】 ありがとうございます。他に、どなたか質問がある方はいますか？

【一時保護所職員 J】 昨日の話の中に、「虐待から一時保護した子どもたちは、基本的に里親に保護委託をする。」というお話がありましたが、「夜間などは里親を探すのが非常にたいへんなので、1 週間くらい一時保護のできる場所を作られた。」というお話がありました。「1 週間でアセスメントをする。」というふうにおっしゃられたと思いますけれども、そのアセスメントの内容について教えていただきたいです。また、そのスタッフのことやどういう子どもが受け入れられるのかということについても教えてください。

【リッチモンド】 私たちが昨日お話したプログラムは、チャイルド・リシービング・センター(Child Receiving Center : 日本で言う「一時保護所」に近い施設)と呼ばれるグループケアのセンターで、一度に最高 12 人の子どもを一時保護できる体制をとっています。 子ども 4 人に対して 1 人のスタッフがつかなくてはなりません。移送されてきた子どもが特別な援助を必要とする場合には、さらに職員を増やすこともあります。

【奥山】 4 人に 1 人というのは、その場に 4 人に 1 人いるわけですね。つまり、8 時間勤務だとすれば、実際には、スタッフはもっといると考えていいのでしょうか。

【リッチモンド】基本的に4対1というのは、子どもが12人いたら、その場にはスタッフが3人いなくてはならないということです。

【奥山】どうも、それだけが独立しているわけではなさそうで、他の部署と一緒に運営しているので、チャイルド・リシービング・センターのスタッフが何人という決め方ではないようです。基本的には、子ども4人のいるその場に1人のスタッフがいないてはならないということです。日本で4対1という場合、すぐ別のことを考えてしまいますので、そこのところを確認しました。

【奥山】どのようなアセスメントを行っていますか？

【リッチモンド】子どものケア・スタッフは、行動チェックリストを用いて、子どもの行動を評価しているので、子どもの問題行動について知ることができます。また、医学的診断や精神疾患の検査(Mental Health Exam)を行い、どのような精神状態にあるのかも確認します。さらに、発達検査も行います。その他、必要だと思われるなら、さらに専門的な検査も行います。もし、子どもの発達が遅れていると感じたら、十分な心理検査を行います。その際は、IQ テストの他、より具体的な学力に関するテストを行います。ということで、私たちは、医学的アセスメント、心理学的アセスメント、行動アセスメント、その他の必要なテストを適宜、行っています。

子どもの生活の中で大切なもう一つの側面に学校があります。もし、子どもが学齢期である場合、学校教育に関する新しい法律によって、オレゴン州では、18歳になるまで学校に行かなくてはならなくなりました。一時保護措置を受けている子どもでも、地元の学校で教育を続けさせなくてはならないという条文もあります。これは、子どもにとってとても大切なことです。学校の先生は子どものことを一番よく知っており、適切な支援ができますし、また、友だちもいるからです。そのため、必ずしもいつもというわけにはいきませんが、最善を尽くして、できるだけ次の日には、家の近くの元々通っていた学校に通わせる努力をしています。

【奥山】送り迎えはどのようにしていますか？

【リッチモンド】多くの場合、予算がつかずに困るのですが、幸い、このプログラムには予算がついたので、送迎バス等が使えることになりました。

【ソーシャルワーカーK】通っていた学校に通わせる努力をするということですから、学校にいる間には、親から守るという手続きをするということですね？

【リッチモンド】もし、裁判所が親権を児童保護局(CPS)に与えた場合、拘束命令(Restrain Order)をもらったのと同じことになります。学校は保護者のいない子どもを預かることはできませんが、児童保護局が監護権を有するので、学校の協力を得ることができます。「10件中9件は、子どもを地元の学校に返した方がよかった。」という結果になっていますが、学校に戻ると危険な時期もあるので、その場合は戻しません。

【保健師L】チャイルド・リシービング・センター(一時保護所)に入れる年齢の範囲はどうなっていますか？

【リッチモンド】年齢の基本的な原則は3~12歳ですが、きょうだいで保護された場合に関しては、17~18歳までとなります。小さい子ども、特に3歳以下の乳幼児の場合、最初は医療的ケアの行える医療里親家庭(Medical Foster Home)に入り、そこで里親による適切な評価を受けます。医療里親家庭では、看護師などの特別なトレーニングを受けたスタッフが里親になっています。きょうだいは、一緒にいられるようにします。10代で何か問題を起こした子どもの場合、その子が15歳以上であれば、きょうだいがいない限り、チャイルド・リシービング・センターには入れません。そのような子どもの場合、10代の子どものための里親がグループホームに入ります。ただし、「きょうだい関係の場合は、一緒にいることが大切だ。」ということを我々は学びましたので、できるだけそのようにしています。

一時保護所(Receiving Center)がどのように広まったかということですが、「このようなセンターが良いか、悪いか？」ということが熱い議論になっています。私たちのコミュニティでは、12年かかってできあがりました。しかし、地域に住む住民の多くは、「保護された子どもたちは里親のもとに入るべきで、レジデンシャル・プログラム(Residential Program)に入るべきではない。」と考えています。つまり、家族が良いか、施設が良いかとい

う議論です。

一時保護所(Receiving Center)での滞在は最高 1 週間となっており、子どもたちが 3 日で施設を出て行けることを目標としています。ここの目的は、短期間の滞在中に子どもにとって最善の行き先を考えるためのアセスメントをすることです。親のところに帰るか、親戚のところに預けるか、通常の里親のところに帰るかを決めます。

【奥山】事務的な側面の質問をします。まず一つは、通告に関するものです。日本の場合、通告義務は児童福祉法第 25 条に書かれた国民全体の義務であり、児童虐待防止法でも、早期発見の義務というものが特別職に課せられています。しかし、我々の法律にはペナルティがなく、罰せられることはありません。アメリカはずっと、罰する方向で来ています。「その状況が今どうなっているのか？」そして、「どういうふうにそれを考えたらいいいのか？」というあたりをディスカッションしたいと思います。今のアメリカの状況もかなり変わっているということなので、そこをご説明いただきたいと思います。

【リッチモンド】アメリカでは、20 年くらい前に報告義務が法律に規定され始め、現在では、各州に何らかの法律があり、何らかの罰則があります。オレゴン州では、1000 ドルの罰金あるいは懲役が規定されました。しかし、懲役が実行されたことはありませんでした。このことで私たちが気づいたことは、「子どもの安全を第一に考えれば通告が伴ってくる。」ということです。コミュニティが子どもを安全に守ろうとすれば、子ども虐待は調査され、アセスメントを受ける必要があり、子どもが守られる必要があるのです。それゆえ、通告を動機付けたのは罰則ではなく、「コミュニティが子どもの安全を確保したい。」という思いであり、その思いが通告する姿勢を育てました。それゆえ、オレゴン州では法律が変わりました。今では、通告を怠っても罰金はなく、スピード違反よりも下という感じになっています。

しかしながら、強制されることが時には、専門家に必要となります。なぜなら、専門家の中には家族や両親と深い繋がりを持っていたり、専門家の中には、「警察や CPS が子どもにかえって害をもたらす。」と考えている人たちもいたりするからです。医師、教師、校長、他の専門家が通告を怠ることがあります。「この場合に有効なのは民事訴訟だ。」ということを見ました。刑事事件として考えるより、市民の義務(Civil Liability)としてとらえるのです、こうして、民事訴訟の方向性が強まりました。

最近起こったケースに、医師が子どもの身体的虐待の通告を怠ったというのがありました。弁護士が虐待を明らかにし、病院と医師を起訴し、多額の賠償を要求したという事案です。また他にも、比較的大きな学区で起こった学級内での性的虐待が通告されていなかったというケースがありました。生徒と親が学区の教育委員会に対して、「通告を怠った。」ということで訴訟を起こしました。それゆえ、教育委員会は、多額の費用をかけて通告に関するトレーニングを行い、プロトコルを作成しなくてはならなくなりました。そこで、私たちが気づいたことは「民事訴訟が通告を義務付ける最も強い要因になっている。」ということでした。実際は、民事法律家(Liability Lawyers)が大きな役割を果たしていますが。

MDT が発足した 1989 年以来、通告がきちんとされないケースが多くあり、問題となっていました。MDT のことをよく理解してくれていて、コミュニティに強い繋がりを持っていたある検察官が、「通告しなかったら、裁判に持ち込む。」と威嚇し、通告を徹底させました。彼女の威嚇と地域との強い繋がり、私たちにとても有益なものでした。

現在では、通告義務はとてもよく守られています。今、一番心配なのは牧師等の聖職者です。多くの聖職者は「信者が話すことは神聖で個人的なものだ。」と考え、法律で定められているようには通告をしていませんでした。しかし、トレーニングや不法行為についての教育を通して、彼らも変わってきています。

【奥山】今のことに触発された質問ですが、いわゆる、サイコセラピー(心理療法)をやっているときに、そのクライアントのプライバシーを聞くこととなります。それは、神父さんにとってみれば、「懺悔で聞いたことを外に出すか、出さないか。」という大きな問題になると思います。そのことについてのトレーニングや啓発をどのようにされていったかということについて、ご説明願います。

【リッチモンド】州の法律にもありますし、国中どこでも、だいたい同じように扱われているのですが、3 つの専門職については、コミュニケーションに関する特権が認められています。弁護士、聖職者、医師です。状況によっては、心理学者を含む 4 つの専門職となります。しかし、オレゴン州の法律では、「医師と心理学者に対して、虐待通告は特権(免責)に含めない。」としています。しかし、聖職者ははっきりとしていません。弁護士もありはっきりとしていませんが、ある弁護士が「その特権を使って、通告を怠った。」ということで民事訴訟にか

けられたこともありましたが、とはいえ、法律関係の専門家の特権については、まだ結論が出ていない状態です。しかしながら、特権を持つ4つの専門職にとっても、子ども虐待は例外(特権外)だと言えます。

一つ、皮肉なお話をお伝えします。オレゴン州の弁護士の集団が子ども虐待の通告義務のリストから弁護士をはずそうと登記官に試みました。すると、登記官は、弁護士たちに「2年1回の訓練を受けるように。」と通達を出しました。

【奥山】ありがとうございました。これは永遠に続く議論になってしまうということで、ここまでにしたいと思います。通告のペナルティに対しての現状をご報告いただきました。おそらく、「アメリカの中でも、州によってかなり違いがあるのかもしれない。」と思います。他の州では、たとえば、医師の場合だと、「州の免許を取り上げられた。」という人が結構いたりするということも聞いております。

二つ目の問題として、これは非常に重要なポイントですけれども、すでに、クロス・リポーティングということに関しては、かなり説明をいただきました。みなさんにお渡しした「子ども虐待機関間協定書」というのを見てみると、もう一つ、ジョイント・レスポンス(Joint Response: 合同出動)という言葉が出てきます。少し、ジョイント・レスポンスという言葉について説明をしていただき、議論をしたいと思います。

【ルネー】ジョイント・レスポンスは、通報を受けたホットライン、あるいは、出動した警察官から「虐待が起こっている。」という申し立て(Allegation)が入ってきた場合に実施されます。警察とCPSが「どのように対応していくか。」について話し合います。虐待に関する調査方法はもちろんのこと、ネグレクトがないかどうかという生活状況調査の方法についても話し合うのです。さらには、深刻な性的虐待をする可能性のある人がその家にいるという場合もあります。その時点の私たちには、『虐待が起こっている。』という申し立てがあった。」ということしかわかっていません。こういうとき、「警察官とCPSのワーカーが同じ方向性をもって取り組んでいくことが大切だ。」と思っています。

理想的には、警察とCPSワーカーが当該家庭に行く前に、情報を交換し、話し合い、プランを立て、どちらがイニシアチブをとるか決めておくとういことです。危険が伴う可能性もありますし、「武器を持っている。」という情報が通報されているかもしれません。もしかしたら、警察がワーカーの横に立つことになるかもしれません。家族が子どものケガについて知られるのを恐れている場合などには、警察官がリードします。家族が警察と悪い関係にある場合には、CPSが担当したりします。

このようにして、警察とCPSは一緒に家族を訪問しますが、「犯罪が起こっている。」ということが明らかになった場合は警察が介入します。犯罪はなかったが、家族が福祉サービスやその他のケアを必要としている場合はCPSのソーシャルワーカーが残り、警察官はパトロールに戻ります。

みんな、それぞれ違う経験をもっており、プライドをもっています。警察がCPSを煙たがっているときもあると思います。また、CPSのワーカーが警察に威圧感を感じ、警察官にイニシアチブを任せてしまうこともあります。少なくとも、「どのように、この家族に対応していくか？」また、「子どものニーズを考えて、対策を立てなくてはならない。」ということを教え、彼らがそうできることを願っています。

【リッチモンド】もう一つ、ジョイント・レスポンスについてお話しすべきことがあります。ルネーさんがお話しましたが、性的虐待や身体的虐待の申し立てに対しては、ジョイント・レスポンスを行うことになっています。また、メタンフェタミン(Methamphetamine)という薬物が製造されているという問題があります。多くの場合、それは家庭で作られており、子どもがいる家族の場合も多いのです。この場合は明らかに、警察がイニシアチブをとる機関となります。しかし、子どもの安全に問題があったり、子どもがその薬物を使用したりしていた場合などには、CPSのフォローが必要となります。これはまさに、ジョイント・プラン(合同立案)やジョイント・レスポンス(合同出動)が必要なケースです。先ほども言いましたが、そのようなケースの発生例は低いのですが、ジョイント・レスポンスの最も有効な事案の1つです。

【奥山】2つほど、追加の質問です。DV(ドメスティック・バイオレンス:配偶者暴力)でも、同じようなことがあるのでしょうか。CPSの方と警察の方が一緒に行くということがあるのでしょうか？

【リッチモンド】警察は、コミュニティーを車で回っているため、すぐに派遣され、数分で訪問することができます。一方、CPSのワーカーが数分で行動を起こすのには限界もあります。それゆえ、まず最初の立ち入りは、ほぼ確実に警察が担当します。その後のフォローアップには、CPSのソーシャルワーカーなどの専門家も入って

いくのです。警察は危険なケースに対して直ぐに対応していますが、同じ建物にいますので、CPS のホットラインからの情報も合わせて、ファイルを作り、タイムリーなフォローアップを行っています。そして、CPS、警察、検察の情報全てが統合されたレポートとしてまとめられます。

【ルネー】DV については、逮捕を義務付けた法律(Mandatory Arrest Law)があります。オレゴン州では、DV の加害者を逮捕しなければなりません。時には、加害者が逃げている場合もありますが、DV 担当の警察官は後で捜し出して、加害者を逮捕しなければなりません。

【奥山】警察が行って、ドメスティック・バイオレンスを見つけて、そこに子どもがいたら、必ずレポートしなくてはなりませんか？

【リッチモンド】逮捕を義務付けた法律があるので、配偶者やパートナーに攻撃を加える人は逮捕されなければなりません。もし、子どもが事件の現場にいた場合は、重罪(Felony Upgrade)として扱われるのですが、子どもがいない場合は、重罪になりません。しかし、子どもがその場にいますと、犯罪者が攻撃的になり、加害の危険性が高まります。

さらに、子ども虐待の通告を定めた法律では、子どもたちはその場に居合わせる必要はないと考えられています。子どもがその家に住んでいると分かっており、その家で DV があるならば、それで十分です。それだけで、DV の目撃とみなされます。それが子ども虐待通告のシステムです。オレゴン州の制度で、DV の目撃は子どもが被害を受ける恐れ(Threat of the Harm to the Child)に当たると考えられていて、直接的には子どもへの暴力がなかったとしても、暴力の恐れ(Threat of Violence)や心的外傷の恐れ(Threat of Emotional Trauma)はあります。それゆえ、オレゴン州では DV があって子どもがその家に住んでいるのであれば、通報しなくてはなりません。しかしながら、州によって DV を扱う法律が違います。

【奥山】最後に、MTD の本質に関わることだと思いますが、アメリカでも、警察と CPS との確執があったと思いますので、その点がどのように変わってきたのかについてご説明いただきたいと思います。

【ルネー】最初は、かなり大きな壁があったと思います。警察と CPS が一緒に働くという習慣がなかったので、何人かと一緒にコーヒーを飲んだり、パーティーに一緒に行ったりするなど、仕事から離れて相手と接することによって、「個人個人はとても良い人だ。」ということに気づきました。相手のことを理解し、徐々にバリアを取り除いていきました。子ども虐待事例は増加していたので、力を合わせていくことが必要でした。こういうふうに、個人的なレベルでの交流が最初のスタートでした。

また、連携の初期段階では、虐待に関するクロス・トレーニング(合同研修)を警察、CPS、地方検事が一緒に受けることによって、分野は違っても、共通の目的で取り組むことができるようになり、とても役立ちました。子どもの虐待という課題においては、専門職それぞれの役割が大切であり、責任をもって取り組まないといけないということを学びました。まだまだ、完全に福祉と警察のバリアが無くなったわけではありませんが、そのバリアをなくすための努力をしています。

【リッチモンド】重要なポイントは、建物を共有 (Co-Housing)すること、同じトレーニング(Co-Training)を受けること、上司がケースに対しての方針をサポート(Support of the Command)し、実現するための手立てを考えてくれることです。

私たちの MDT が同じ建物で働くようになったきっかけは、約 20 年前に、ひとりの刑事が郡の子ども虐待センターに配属されて、同じ建物の中で警察と CPS が一緒に働くことのメリットを知ったことでした。私は、学校警察ユニットの中に配属されたひとりの臨床ソーシャルワーカー(LCSW : Licensed Clinical Social Worker)をスーパーバイズしたことがあります。その女性 LCSW は私のオフィスで泣くことがよくありました。当時の警察とソーシャルワーカーとの関係はそのような状態だったのです。ある刑事さんが郡の子ども虐待センターに配属され、この刑事さんのおかげで、私たちが連携して働ける基礎ができたのだと思います。ですから、ルネーさんにとっても感謝しています。

【奥山】どなたか、質問があったらどうぞ。

【フロア M】 MDT についてですが、最終的にはどちらが中心になっていったのでしょうか。

【ルネー】 もし、私たちが誰かの功績を称えとしたら、それは退官したベテラン女性検事です。彼女は熱意をもって子ども虐待に取り組み、警察側にも CPS にも友だちをもっていました。彼女は両方に協力することを呼びかけました。両方が協力するために、近づき始めたことが現在の結果に繋がっていると思います。

【奥山】 最後に、一言ずつお話をいただきたいと思います。

【ルネー】 みなさまと時間を共有できたことをとてもうれしく思います。私たちを温かく受け入れてくださり、とても勇気付けられました。蝋燭の火のようなものかもしれませんが、私たちの話から 1 つか 2 つの希望を見いだしていただけたかもしれません。みなさまは大切な仕事をしていると思います。子ども虐待に関する仕事はあまり認知されていません。しかし、私は誇りを持っています。みなさまも体を大切にして、日本でのシステムの向上に取り組んでください。

【リッチモンド】 招待していただいたことにたいへん感謝しております。日本のシステムを学ぶことができ、今後、私の組織のスタッフと子どもたちのために役立つことと思います。2 日間の時間を共に過ごさせていただき、とてもうれしく思います。機会があれば、オレゴンで何をしているか、是非、見にきてください。どのように子ども虐待に取り組んでいるかをお見せすることができると思います。